

## ○選挙制度に関する特別委員会

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院議員委員会	衆議院議員委員会
1 政治資金規正法の一部を改正する法律案	政治資金規正法の一部を改正する法律案	長田武士君(元、10月1日)	元、10月3日	元、10月3日	付議員決会	付議員決会
2 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
3 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
4 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
5 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
6 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
7 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
8 公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本善明君(元、10月1日)	10月3日	元、10月3日	議本會議	議本會議
9 政治資金規正法の一部を改正する法律案	政治資金規正法の一部を改正する法律案	長田武士君(元、10月1日)	元、10月3日	元、10月3日	付議員決会	付議員決会

## 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第三号）

### 要旨

本法律案は、指定都市において、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって区が新設される場合の当該区の所属すべき衆議院議員の選挙区について、その急激な変更を緩和しようとするものとします。衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとすること等を主な内容とするものとします。

当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとする。

一、一の場合において、当該区については、選挙区の区域により当該区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

二、この法律は、公布の日から施行することとし、その他所要の規定を整備するものとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、指定都市の区の新設に関し、衆議院議員の

選挙区について、その急激な変更を緩和しようとするものとします。衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとすること等を主な内容とするものとします。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）

### 要旨

本法律案は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するた

め、公職の候補者等が行う寄附の禁止の強化等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、候補者等が選挙区内にある者に対する寄附の禁止についての罰則の強化等

1 候補者等が行う政治教育のための集会における食事の実費補償としての寄附は禁止する。

2 候補者等が禁止規定に違反して行う寄附については、候補者等が自ら出席する結婚披露宴及び葬式等に係る祝儀、香典等の供与を除き、すべて罰則の対象とする。

3 候補者等以外の者が候補者等を名義人として行う寄附を禁止し、その違反に罰則を設ける。

4 候補者等に対する寄附の勧誘及び要求の禁止規定に違反し、候補者等を威迫しあるいはその当選等を失わせる目的をもってこれを行つた者について罰則を設ける。3の寄附についても勧誘又は要求することを禁止し、威迫をもつてこれを行つた者について罰則を設ける。

五、この法律は平成二年一月一日から施行する。

ものであつても後援団体がその設立目的により行う行事等に関する行うものでない寄附をすることを、その寄附の時期を問わず禁止し、その違反を罰則の対象とする。

三、候補者等が選挙区内にある者に対する答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状（電報等を含む）を出すことを禁止する。

四、候補者等及び後援団体は、選挙区内にある者に対するあいさつを目的とする広告を、有料で、新聞紙等に掲載させ又はテレビ・ラジオにより放送させることができないものとし、これに違反をした者及び威迫をもつてこれを要求した者について罰則を設ける。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、公職の候補者等が行う寄附の禁止についての罰則の強化、後援団体が行う寄附の禁止の強化、あいさつ状の禁止

一、後援団体がその選挙区内にある者に対する寄附については、花輪、香典等の寄附及びこれらの寄附以外の

及びあいさつを目的とする有料広告の禁止等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。